

廃棄物管理施設 無停電電源装置等の更新工事に係る 設工認申請書の取下げ・再申請について

1. はじめに

廃棄物管理施設に設置している無停電電源装置、蓄電池、無停電交流母線用変圧器及び無停電電源装置と蓄電池間のケーブル（以下、「無停電電源装置等」という。）の更新工事について、平成30年10月29日に申請した設計及び工事の方法の認可申請を取り下げ、既許可に係る事業変更許可申請書に基づき再申請を行う計画である。

本扱いに関して、昨年11月27日の面談の際に求められた下記2点の整理結果について、本資料にて説明する。

- ・本工事の緊急性
- ・新規制基準対応として整理されていたものが、それ以外の申請となることについて、これまでの説明内容との関連

2. 本工事の緊急性

更新工事を予定している無停電電源装置等は、外部電源が喪失した場合に必要な設備（施設の運転状態を監視するための計測制御系統施設、放射線管理施設）に電力を供給できるよう設置している設備である。

本設備は構成部品の一部（インバータユニット、コンバータユニットおよび制御基板）が改廃に伴い生産中止となり、調達ができない状況である。このため、装置の異常や故障が発生した場合には、インバータユニット等を製造メーカー工場で修理する必要があり、設備を健全な状態に復旧するまでに相当の時間を要することとなる。

このため、設備の信頼性を向上し適切に維持・管理できるよう、速やかに設備の更新が必要と考えている。

3. 新規制基準対応以外の申請とする考え方

新規制基準の規則要求である「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」のうち、無停電電源装置等に係る条文として「第十八条 予備電源」が該当する。当社は、この条文も踏まえた事業変更許可申請を平成 26 年 1 月 7 日に行った。

【廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】

第十八条 廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

また、「特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」（以下、「設工認技術基準」）の「第十六条 予備電源」にも、新規制基準施行に伴う新たな条文として以下の記載がある。

【特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則】

第十六条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。

今般の無停電電源装置等の更新工事は、新規制基準に係る事業変更許可申請後の案件であることを考慮し、当該許可申請を踏まえた申請と位置づけ、平成 30 年 10 月 29 日に設工認申請を行った。

一方、既許可の事業変更許可申請書（平成 15 年 12 月 8 日許可）では、無停電電源装置等に関する記載として、既に“外部電源喪失時に備えて無停電電源装置を設ける”旨の設計方針等を明記し許可を受けている。

このため、本更新工事に係る申請については、既許可の事業変更許可申請に基づく設工認申請を行うことも可能と考え、申請の位置づけを見直すこととした。

なお、既許可の事業変更許可申請書の記載内容は設工認技術基準の「第十六条 予備電源」の要求事項に対応するものとなっている。

【事業変更許可申請書（平成 15 年 12 月 8 日許可）】

添付書類五 七章

7.5.3 電気設備

7.5.3.2 設計方針

- (1) 本設備は、廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電源として、外部電源系統及び予備電源系統を有する設計とする。

7.5.3.4 主要設備

- (1) （前略）外部電源が喪失した場合に廃棄物管理施設の保安に必要な負荷に電力を供給するため、予備電源用ディーゼル発電機、直流電源設備及び無停電電源装置を設ける。